

# 「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方

## 1 経緯等

平成24年4月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

## 2 申請内容

### (1) 業務の内容

協会は、平成24年7月27日から8月12日に開催されるオリンピックロンドン大会において、協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する。

提供の仕方としては、大会期間中、オリンピック放送機構が制作し協会に伝送される生中継の国際映像を、ストリーミング方式で協会のホームページ上で提供する。

また、オリンピックロンドン大会終了後、本業務の実施状況について、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等についての検証・評価を行う。

### (2) 業務を行うことを必要とする理由

本業務は、協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供することで、協会のオリンピック放送を補完し視聴者の高い関心・要望に応えるとともに、配信サーバ等への一定の負荷が想定される環境の下で多様な競技映像のライブストリーミングを実施し、画質や安定性等インターネットを通じたコンテンツ配信に関する知見を得ることにより、放送通信連携サービスであるハイブリッドキャストの実用化やその他の通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するものである。

### (3) 業務の実実施計画の概要

#### ① 提供するコンテンツ

オリンピックロンドン大会で行われる一部の競技種目の生中継映像。

日本国内での協会及び民間放送事業者による放送計画が決まった後、生中継の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、数種目から20種目程度を選択する。

## ② 提供形態

オリンピック放送機構が制作しロンドンの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に協会のホームページ上でストリーミング方式で提供する。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）の利用を基本とし、500～900 kbps程度の画質により提供する。なお、あわせて、一部の競技種目については、視聴者の協力を得て、1～1.5 Mbps程度の画質によるPeer to Peer（P2P）方式の配信実験としての提供も行う。

## ③ 提供規模

オリンピック期間中、延べ1,000時間程度を想定

## ④ 提供するエリア

日本国内に限定する。

## ⑤ その他

CDN及びP2P方式の配信において、それぞれ、あるいは比較により、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等についての検証・評価を行う。実験による検証・評価の結果については、刊行物等を通じて公表する。

## （4）業務の収支見込み

支出 0.5億円

収入 なし（無償で提供）

## （5）業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成24年度収支予算において措置

## （6）その他必要な事項

本業務はインターネットによる映像配信を行うものであるが、提供する映像については国内番組基準に準じた適切な管理を行う。

## 3 現時点における総務省の考え方

### （1）基本的な考え方

オリンピック大会のように、国民的な関心が非常に高い事象に係る映像を協会が国民・視聴者に対して最大限放送し、国民の情報ニーズに応えることは、協会の目的にかなうものである。このため、これまでも、協会は、地上放送及びBS放送により、可能な限りオリンピックの競技映像を放送してきたところであるが、今回のロンドン大会は26競技・302種目の競技種目が実施される予定であり、放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況となっている。

今回、申請のあった業務は、国内で放送されない競技種目の映像をインターネット経由で提供しようとするものであるが、オリンピックロンドン大会に係る協会の放送を補完するとともに、放送する競技種目と一体として受信料財源で調達されたオリンピックロンドン大会の映像の有効活用にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことでハイブリッドキャスト等、将来の実用化が期待される新たな放送通信連携サービスの技術的検討に反映させたいとしており、放送の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、5,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、オリンピックロンドン大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

## (2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

## ○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項